

明治三十三年一月十八日(木曜)午前十時五十五分開議

○委員長(岡田龍松君) コレヨリ會議ヲ開キマス

○(佐藤里治君) チョット質問シテ置キマスガ「飲食物又ハ販賣ノ用ニ供シ若ハ營業上ニ使用スル飲食器割烹具及其他ノ物品ニシテ衛生上危害ヲ生ズルノ眞アルモノ」之ハ此飲食物割烹機械、其他ノ衛生ニ危害ヲ生ズル種類ト云フモノハ澤山アルモノデアリマスガ、現レテ居ルモノデハドンナ種類ヲ指スモノデスカ

○政府委員(長谷川泰君) 御答申上ゲマスルガ、先ヅ實ハ此中央衛生會ニ飲食物ノ調査委員ヲ、昨年以來設ケマシテ片端カラ調査致シテ居リマス、ソレ故ニ一々此ノ範圍内ニ屬シマスモノハ、唯今私ガ委ク此ト是ト列舉シテ詳ニ申上ゲル譯ニハ參マセヌガ、一二ノ例ヲ申シマスレバ、譬ヘバ飲食物ノ内牛乳ノ如キ、御承知ノ通り盛ニ需要者ガアリマスモノト思ヒマス、トコロガ近來年一年ト牛ニ結核ガ繁殖致シマシテ、而シテ其結核カラ牛乳ノ内ニ牛ノ結核菌ガアル、ソレヲ需要致シマス、小兒ノ如キハ腸胃加答兒ヲ起シテ倒レル、又或ハ大人ト雖モ病氣ヲ起シマスト云フヤウナ譯デアリマス、之ハ數年前カラ獨逸アメリノ専門家ノ學者ガ色々試驗ヲ致シマシテ、有害ノコトハ餘程判然シテ居リマス、又小兒ノ滋養物ニ對シマシテ親ノ乳ノ足ラヌ場合ニハ牛乳ヲ飲マス、サウ云フ場合ニ検査ノ方法、取締ノ方法ガ大分色々ナ方法ヲ設ケアリマス、サウ云フヤウナ先ヅ一例ヲ申シマスト牛乳ノ如キモノ、或ハ又他ノ一例ヲ申シマスト豚ノ肉デゴザイマス、豚ノ肉ニハ蠶毛蟲ガアルサウデス、是ハ御承知置カレマス通りニ、獨逸アメリニ亞米利加カラ輸入致スモノデアリマス、之ハ衛生検査所デ、到ル所肉ヲ販賣スル所ニハ検査致シマス、技術官ガアツテ検査ヲスルサウデス、ソレデ今ノ蠶毛蟲ガアリマスト人間ニ一種ノ熱病ヲ起シマス、或ハ前ニ申シマシタノハ牛乳ハ乳デゴザイマスガ、牛ノ肉デゴザイマス、之ハ甚ダシキ結核ヲ起シマシタ肉ハ、屠牛所デ検査ヲシテ賣ラセヌコトニナツテ居ル趣キヲ承知シテ居リマス、サウ云フヤウナ飲食物ニ對シマシテハ、多クノ國デハ規則ヲ設ケテアリマス、所ガ牛ノ如キハ原則タルモノガナイノデアリマスカラ、一ノ原則タル斯ウ云フ法律ガ出來テ、先刻申シマシタヤウナ鹽梅ニ、飲食物ノ調査委員會デ確定シマシタモノカラ、之ニ對シ省令若クハ勅令ヲ發布シマシテ、サウシテ捨置キ難イモノニ對シテ取締ヲ致シタイ考デゴザイマス

○(佐藤里治君) 乳ヲ搾ルノハ検査ヲシテ……

○政府委員(長谷川泰君) トコロガ牛ノ乳ヲ搾ル牛ニ結核ガアル、是ガ問題ガ違ヒマスガ、牛ヲドウスルト云フコトハナイノデアリマス、此法律ニハ牛其ノモノヲドウスルト云フコトハナイノデアリマス、實ハ其法律ハ今中央衛生會ノ方ヘ廻ッテ居リマスデスカ、——大臣ノ方カラ廻リマシテ、牛其モノヲ處置致シマスノハ、是ハ問題ヲ別ニ致シマシテ、牛乳其モノヲ検査ヲ致シマスルニ、今デハ警察令デヤツテ居リマスケレドモ、地方デハマチノデアリマシテ、サウシテ是ニ對シマスルトコロノ牛乳ノ結核ノアツタ場合ニハ、ドウスルカト云フ原則モナイノデスカ、地方ニ依ッテ處分致シマス、進ンデ検査ヲスル方法、其他ニ對シテ物指ガナイノデアリマスカラ、斯ウ云フ原則タル法律ヲ發布ニナリマシテ、而シテ先刻申上ゲマシタヤウナ鹽梅デ、中央衛生會ノ専門家デ取調ベマシタ、日本現在ノ有様ニ於テ如何ナル物ガ飲食物ニ對シテ、取締ヲシナケレバナラヌカト云フコトヲ極メテ致シタイト考ヘマス

○(佐藤里治君) サウスルト、菓子杯ニ色ヲ着ケル藥品ノ種類トカ、或ハ料理屋デ物ヲ煮燒スル鍋ヤ何カノ類デアリマス、或ハ唐銅ガ銅青ガ出テ害ノアルトカ、ア、云フ物マデ支配シマスガ

○政府委員(長谷川泰君) 御答申上ゲマス、のつびきナラヌ物ダケハ、此中ニ入レマス考デスカ、併シ絕對的ニ申シマスルト云フト、まるデ其少シモ何ノナイト云フコトハ、段々煎ジ詰マシタラ殆ンドナイデアリマスカラ、サウ云フコトニシタイ、例ヘバ鉛ノ如キ物デスカ、珓瑯質ノ取締杯ガ獨逸邊リニアリマスデスカ、鍋デ不斷煮燒ヲ致シマシテ、例ヘバ鉛ノ——鉛毒ヲ起シマス、是ガ爲メニ人命ヲ落スト云フのつびきナラヌ物ニ付イテト云フ考デアリマス

○(齋藤安雄君) チョット御尋ネ申シマス、此法案ハ詰リ之ヲ適用スル所ノヤリ方ニ依ッテ、餘程其實際營業家ニ非常ナ影響ヲ與ヘルコトダラウト思ヒマス、併シ一般取締上カラ言フト、成程斯ウ云フモノヲ立テタナラバ便利ヲ感ズルト云フコトガアルニ相違ナイ、要スルニ一方カラ考ヘテ見ルト、營業者ガ此法律ノ適用ノヤラレ方ニ依ッテハ、非常ナ損害若クハ難儀ヲ受ケルヤウナコトガアル場合ガ、起リハセヌカト思ヒマスガ、ソレニ付イテ現在例ヘバマア府縣若クハ其他ノ官廳アタリニ、現ニヤリツ、アルモノガアラウト思フデスカ、此法律ヲ適用シテ將來法律ト云フモノデ、現ニ各地方限リデヤツテ居ルモノガアラウト思ヒマスガ、ソレ等ノ種類等ノ御調ハアリマセヌカ

○政府委員(長谷川泰君) 御答申上ゲマスガ、今仰セニナツタ通りニヤツテ、居ル所モアリ、ヤツテ居ラヌ所モアリマスガ、先ヅ多クヤツテ居リマスノハ牛乳トカ「ラムネ」ノ位デアリマスガ、此「ラムネ」ノ中ニ鉛ガ含ンデアルト云フコトデ、牛乳其物ニ對シテハ實ハ或部分ダケ位ノモノシカナイノデゴザイマス

○(齋藤安雄君) サウシマスルト、現在各地方デヤツテ居ル所ノモノヨリ

衆議院飲食物其ノ他ノ物品取締ニ關スル法律案審査特別委員會速記録(第一號) 明治三十三年一月十八日

ハ、此法律ヲ實際ニ行フ場合ニハ餘程範圍ヲ擴張シテ、今御話ノ衛生會邊リ
デ調ベテ、ドウシテモ取締ヲシナケレバナラヌト云フ見込ノモノハ、悉クヤ
ラウト云フ御考デスカ

○政府委員(長谷川泰君) 成タケ範圍ヲ狹クスル考デアリマス、のつびきナ
ラヌ物ダケニ付イテト云フ考デアリマス、成タケ範圍ヲ狹クシタイ考デアリ
マス

○(齋藤安雄君) 今ノ御答ニ依リマシテ、成ベク範圍ヲ狹クスルト云フコト
ハ勿論、私共モ適當ト考ヘマスガ、ソレナレバ大體其法律ヲ愈々施行スルトナ
テ、先ヅ差當リ何々ノ如キ物ヲ御遣リニナルノデスカ

○政府委員(長谷川泰君) 御答へ申上ゲマスガ、先刻モ佐藤サンニ御答申シ
マシタ通り、牛乳ノ如キ物、或ハ何カ有毒ナル所ノ砒素ノアル如キ物、人命
ニ害ノアル例ヘバ亞砒酸ヲ含シテ居リマシテ、餘計ニ飲ムトソレガ爲メニ遂
ニ致命ノ原因トナルト云フ物デスカ、サウ云フ物ヲ含シテ居リマスト云フヤ
ウナ物ニ對シテ致シタイ考デアリマス

○(齋藤安雄君) 地方ノ製氷ト云フ物ガアル——氷デスカ、アレ等ニ對シマ
スルノハドウデスカ

○政府委員(長谷川泰君) 御答へ申上ゲマス、是杯モ人身ニ極メテ害アル何
カ其微菌ノ如キモノデモ含シテ居リマス物カデナケレバ普通ノ物ハ構ハヌ積
リデアリマス、危害ノナイ物ハ……

○(長坂重孝君) 政府委員ニ伺ヒマスガ、此法令ノ定ムル所ニ依ッテト云フ
コトガアリマスガ、此法令ニ於テハ種類ヲ擧ゲテ御定メニナルノデアルカ、
或ハヤハリ漠然トシテ衛生ニ危害ノアルト云フヤウナコトデ御定メニナルノ
デゴザイマスガ、其邊ノ御見込ハ如何デスカ

○政府委員(長谷川泰君) 長坂サンノ御尋ニ御答致シマス、是ハ物品ヲ定メ
ル積デアリマス、牛ノ内ニ肺臟ノ結核ノ莫大ニアル如キ物ハ往カナイトカ、
或ハ又有毒ノ亞砒酸ヲ含シテ居リマス質ノ物ヲ澤山用井ラレコトガアツテ
ハ往カヌ、斯ウ云フ餘儀ナイ物ニ對シテ定メマス、地方ニ大變法律規則ヲ濫
用スルコトニナリマスカラ、ソレデサウ云フコトニ致サヌケレバ範圍ヲ越シ
マシテ、此有害ノ物ニ付イテハ特ニ注意セズシテ、格別害ニナラヌ物ニ踏込
ンデヤルト云フコトニナリマスカラシテ、是ハ此十分ヤッテ現在ノ日本ノ飲食
物ニ對シテ、或ハ輸入スル所ノ物ニ對シテ、如何ナル物ガのつびきナラヌモ
ノデアルト云フコトヲ極メテ致シタイ考デアリマス、サウ致シマシテ何デモ
彼デモ飲ンダ食ッテ飲食物ニ對シテハ進モ出來ル氣遣ハナイ、或ハヤラウト
スルト非常ナ弊害ヲ生ジマスカラ、物品ヲ定メマス心得デアリマス

○(長坂重孝君) 尙ホ伺ヒマスガ、河豚ノ如キ物、又傳染病流行ノ時分ニ不
熟ノ菓物、或ハ腐敗ニ傾イテ居ル飲食物ヲ禁ズルコトハ臨機各府縣デヤッテ
居リマスガ、ソレ等ノ物ハ如何デスカ

○政府委員(長谷川泰君) 不熟ノ菓物杯ハ此中ニ這入ラヌ心得デアリマシタ

先刻申上ゲマシタ通り、化學的ノ亞砒酸トカ何トカ有害ノ物、其外或ハ此今
日ノ學問ノ微菌學的、或ハ動物學的ニ付イテ今ノ蠶毛蟲ノ如キ物トカ、或ハ
牛肉ニ對シテ強ク侵サレタ結核ノアリマス物トカ、人身ニ危害ヲ強ク加ヘル
サウ云フ物ニ對シテ、不熟ノ菓物杯ハ此中ニ這入ラヌ心得デアリマス

○(長坂重孝君) 河豚ノ如キハ如何デスカ

○政府委員(長谷川泰君) 河豚ハ問題デアリマシテ、アレハ學問上ノ檢査中
デアリマスカラ、是ハ十分檢査ヲ致シマシテ、例ヘバ第一回ニ對シマシテ其
事ガ出來ヌト云フコトナラ、數年モ調査ヲ要シマシテ而シテ後ニ致スヨリ外
ハナカラウカト考ヘマス

○(長坂重孝君) 分カリマシタ

○(杉下太郎右衛門君) 政府委員ニ御尋ニ致シマスガ、第三條ニ「本法ノ執
行ニ關シ官吏又ハ公吏ノ命ヲ受ケテ指定ノ期間内ニ之ヲ履行セサルモノハ貳
拾圓以下ノ罰金ニ處ス」トアリマスガ、此「指定ノ期間内」ト云フノハドウ云
フノデスカ

○内務省參事官(窪田靜太郎君) ソレハ官吏ガ其場合ニ就キマシテ適當ノ期
限ヲ定メテ命ズル積リデアリマス、例ヘバ其物品ヲ廢棄サセルトカ、或ハ他
ニ害ヲ掛ケナイヤウニ始末ヲサセルコトヲ命ズルデアリマス、尤モソレニ
ハ出來ル丈ケ相當ノ期間ヲ與ヘテ命ズル譯デアリマスガ、併シ唯今茲デ一定
シタルコトヲ申上ゲルコトハ出來マセヌ

○(杉下太郎右衛門君) 併シ二十四時間内トカ一日トカ云フ、大躰ノ御考ハ
付イテ居リマセウ

○内務省參事官(窪田靜太郎君) ソレデ事柄ニ據リマシテ、一日内デ出來ル
モノモアリマス、牛乳ナドニ惡イモノガ這入ッテ居ル場合ニ、差當リ廢棄サセ
ルヤウナコトハ是ハ直グニデモ出來ル話デアリマス、ケレドモ氷ナド多量ニ
アルモノガ、其中ニ毒ガアリ微菌モ澤山含シテ居ルトキニ、其始末ヲ一日内
ニ付ケルト云ツテモ是ハ進モ出來ルモノデアリマセヌ、故ニ物ニヨッテハ
一日デ濟ム物モアリマスガ、或ハ二日或ハ五日モ掛ルコトガアリマスカラ、茲
ニ一定ノコトヲ書ケナイノデアリマス

○(長坂重孝君) 尙承リマスガ、第一條ニ「飲食器 割烹具」トアルノハ如
何ナル物ヲ指シテ云フノデアリマスガ、ドウカ一二ノ例ヲ擧ゲテ御示シ下サ
イ

○政府委員(長谷川泰君) 鉛ヲ布キマシタ珧琅燒ノ器ガアリマス、此等ヲ云
フノデアリマス

○(齋藤安雄君) 先刻來政府委員ノ説明ヲ承リマスルト、此取締ヲ致シマス
ル範圍ハ衛生上有毒若クハ危害ヲ生ズルト云フコトガ顯著デアツテ、其事ハ何
人ニモ疑フ容ル、餘地ノナイヤウナモノハ、十分取締ヲシテ之ヲ禁ズルノデ
アルト云フヤウニ承マリシタガ、其精神ハ吾々モ同感ヲ表スル所デアリマス
ガ、果シテ其精神ナラバドウカ此法文ヲ修正シタイ、チヨット此法文ヲ一見

○(長坂重孝君) 尙承リマスガ、第一條ニ「飲食器 割烹具」トアルノハ如
何ナル物ヲ指シテ云フノデアリマスガ、ドウカ一二ノ例ヲ擧ゲテ御示シ下サ
イ

○政府委員(長谷川泰君) 鉛ヲ布キマシタ珧琅燒ノ器ガアリマス、此等ヲ云
フノデアリマス

○(齋藤安雄君) 先刻來政府委員ノ説明ヲ承リマスルト、此取締ヲ致シマス
ル範圍ハ衛生上有毒若クハ危害ヲ生ズルト云フコトガ顯著デアツテ、其事ハ何
人ニモ疑フ容ル、餘地ノナイヤウナモノハ、十分取締ヲシテ之ヲ禁ズルノデ
アルト云フヤウニ承マリシタガ、其精神ハ吾々モ同感ヲ表スル所デアリマス
ガ、果シテ其精神ナラバドウカ此法文ヲ修正シタイ、チヨット此法文ヲ一見

○(長坂重孝君) 尙承リマスガ、第一條ニ「飲食器 割烹具」トアルノハ如
何ナル物ヲ指シテ云フノデアリマスガ、ドウカ一二ノ例ヲ擧ゲテ御示シ下サ
イ

○政府委員(長谷川泰君) 鉛ヲ布キマシタ珧琅燒ノ器ガアリマス、此等ヲ云
フノデアリマス

スルト、如何ニモ範圍ガ廣イヤウニ見エル、ソコデ政府委員ガ實際之ヲ行フ趣旨ト法文ノ書方ガドウモ符合シテ居ラヌヤウニ考ヘラレマスカラ、唯今政府委員ガ説明セラレマシタ通りノ趣旨ヲ法文ニ明カニ示シテ、馬鹿ニ漠然トシナイヤウニ修正スルマデニ、材料ハ政府委員ニ於テ取ッテゴザリマスカ

○政府委員(長谷川泰君) サウスルト唯今ノ御話ノ御趣意ハ、詰リ法文ガ餘リ漠然トシテ居ッテハイケナイカラ、是カラ取締ヲスル物品ノ種類ヲ茲ニ掲ゲタ方ガ良カラウト云フ思召デスカ

○(齋藤安雄君) サウデス、法律ヲ以テ規定スル方ガ宜カラウト云フノデス將來之ヲ加除スルコトガムヅカシクナリマス、即チ法律デ以テ極メマスルト云フト何ニカ加除シナケレバナラヌ場合ニ、一々此法律ヲ改正スル手續ヲ履マナケレバ加除スルコトガ出来ヌヤウニナリマス、ソレデ此法律ニハ物品ノ名ヲ何々ト明カニ示サズニ置イタノデアリマス、斯ウシテ置キマスレバ中央衛生會ニ於テ繼續的ニ調査シテ、危害アリト認メタ物ヲ禁止スルニ都合ガ宜カラウト思ヒマシテ斯ウ致シタノデアリマス、尙外ニチヨット一例ヲ申シマスルト、アノ船ノ檢疫デスガ、アレハ法律ヲ箇所ヲ示サナイデ内務省デ指定スルコトニナッテ居リマス、尤モ此種類ヲ掲ゲルヤ否ヤノコトニ付イデハ仰セノヤウナ説モ出マシタケレドモ、唯今申シマシタヤウナ次第ゴザリマスカラ、斯ウ云フコトニ致シマシタ譯デアリマス

○(齋藤安雄君) 段々ノ御説明デゴザリマスガ、私ノ考ハ斯ウ云フコトハ行政官ノ手心ヲ以テ、自由ニ動かカスコトガ出来ヌ方ガ良カラウト思フノデアリマス、今ノ船ノ檢疫ノ御話ハソレハ大分事情ガ違ヒマス、檢疫ノ必要ハ甲ノ土地デハ必要デハナカッタ思フ所ガ、突然澤山這入ッテ來タヤウナコトガアッテ、臨時ニ施設シナケレバナラヌト云フ必要ガ起ルコトモアリマスカラ致方モゴザリマセヌガ、此飲食物ノ如キハ突然起ッテ來テ、之ヲ取締ラナケレバナラヌト云フヤウナ必要ハナイダラウト思ヒマス

○政府委員(長谷川泰君) 私ノ申シマシタ檢疫ノ例ハ、或ハ不適當カハ知りマセヌガ、衛生會ノ繼續的ノ調査ヲ致シマシテ取締ル必要ノアルモノカラ段段見マシテ、サウシテ段々調査ノ上ニ於テ極メタルモノヲ入レタイト云フノデアリマスカラ、之ヲ法律デ極メタルノハ困難デアリマス

○内務省參事官(窪田靜太郎君) チヨット御參考ニ申シマスガ、行政官ノ手心ト申シマシテモ、警察官ナリノ手心デ往ク譯ニ參リマセヌ、法令ヲ以テ斯ウ云フ物品ニ付イテハ斯ウ云フ製造法ハイケナイト規則ガ出来マスルト、其規則ニ據ッテヤラナケレバナラヌノデアリマス

○(齋藤安雄君) 無論ソレハサウダラウト考ヘテ居リマス

○(長坂重孝君) 政府委員ニ承リマスガ、行政廳ト云フノハ、町村ノ役場マデヲモ指スノデスカ

○内務省參事官(窪田靜太郎君) 是ハ府縣廳警察署ノ積リデアリマス、唯今

ノ所デハ市町村役場ニハ斯ウ云フコトヲスル人モナイノデ、詰リ警察官ニ知事ガ遣ラセルト云フ仕方ヨリアルマイト思マス

○(長坂重孝君) 此中ニ「採取」ト云フノガアルノハ、是ハドウ云フモノヲ指スノデスカ

○内務省參事官(窪田靜太郎君) 是ハ牛乳搾取ノ如キモノヲ云フノデス

○委員長(岡田龍松君) 斯ウ云フ順序ニ致シマセウカ、即チ第一條カラ第二條三條ト云フヤウニ順次ニ質問ヲ終ルコトニシマセウカ、第一條ノ質問ガ終ッテ而シテ第二條ノ質問ニ掛ルト云フコトニシタラ宜カラウト思ヒマスガ、何分是モ重大ナコトデアリマスカラ、諸君ノ意ノアル所ハ十分質問ヲ乞フコトニ致シタイト思ヒマス

○(佐藤里治君) サウ込入ッタコトデモナイカラ、全躰質問デ宜イデゴザイマセウ

○(長坂重孝君) 質問ダケハ全躰デ宜シウゴザイマセウ

○委員長(岡田龍松君) 然ラバ左様ニ致シマス

○(長坂重孝君) 第一條ノ二項ノ中ニ「其ノ他必要ノ處分」ト云フコトガアリマスガ、此必要ノ處分ト云フノハドウ云フコトデアルカ、例ヲ一ツ御示シ願ヒタイ

○内務省參事官(窪田靜太郎君) 是ハ先ヅ其品物ヲ入レテアル庫ニ一時封ジマスルトカ、或ハ器ニ封印ヲシテ置イテ廢棄サセルトカ云フコトデゴザイマス

○(齋藤安雄君) 唯今ノ長坂サンノ御問ノ續デゴザイマスガ「但所有者若ハ所持者ニ於テ衛生上危害ヲ生スルノ虞ナキ方法ニ依リ之ヲ處置セシムルコトヲ請フトキハ之ヲ許可スルコトヲ得」デ是ハ前文ト兩方ガ「得」ト云フ切レニナッテ居ルノデスガ、併シ其大躰ノ趣旨ハ前段ノ方ノ官廳ノ手ニ於テ之ヲ處分スルト云フノガ當リ前デ、或場合ニハ所有者ニ於テ方法ヲ案ジ出サセルト云フノデスカ

○内務省參事官(窪田靜太郎君) 或場合ニハ所有者又ハ所持者カラ廢棄ハ困リマス、廢棄シナイデモ斯ウ云フ方法ニシテ使ヘバ人ノ飲食ニスル心配ハナイ、即チ幾ラカノ役ニ立タセルコトガ出来ル、例ヘバ肥料ニスルトカ外用ノ冷シ藥ニスルトカ云フコトモアリマセウ、是ナラバ危害ヲ生ズルコトガナイト云フ鑑定ガ付ケバ、ソレハ許可シテモ宜シイ

○(齋藤安雄君) 此但書ノ場合ハ當該ノ吏員ガ、斯ウ云フ方法ニシテ處置シタナラバ、衛生上危害ガナイト認ムルナレバ、ソレヲ許可ズルノ御見込デスカ

○内務省參事官(窪田靜太郎君) ソレハ左様デス

○(齋藤安雄君) サウスレバ假リニ之ヲ許可スベシト修正シマシテモ當局者ハ差支ナイト思ハレルカ、或ハ差支ガアルト思ハレルカ、成ベク一方ノ取締ノ目的ヲ達スル必要ガアレバ、又之ト同時ニ營業者ノ困難ヲモ生ジナイヤウニト云フノガ吾々ノ希望デスカラ、其方法トシテ衛生上ニ危害ガナイ方法ヲ、

營業者即チ所有者ナリ所持者ナリガ立テ、處置シヤウトスレバ官廳ハ之ヲ許可シテ——其方法ニ付イテハ又ツレノ手段ヲ用フルノハ宜シイガ、許可スル方ガ宜シイト思フノデスガ、併シハ許可シテモ許可シナイデモ構ハヌト云フノデスカ

○(齋藤安雄君) スルト許可スルト云フ意味デゴザイマスカ

○(齋藤安雄君) 要スルニ此但書テ所有者ナリ所持者ナリガ、衛生上眞ニ危害ガナイト云フナレバ許ス、併シ之ヲ絕對的ニ許可スベシト規定シテ置イテ、是ガ危害ヲ生ズル虞ガアルカナイカ、此争ガ起ツテハナラヌカラ其豫防トシテ許可スルコトヲ得、即チ許可シナイデモ宜イト云フ官吏ノ方ニ便宜ヲ得ラレキヤウニ立テテ御趣意デスカ

○(長坂重孝君) 第二條ノ二項ノ所デ「普通營業時間又ハ營業ノ爲開カル、間ニ限リ」トアル、此「間」ト云フノハ何ヲ指シタノデスカ

○(齋藤安雄君) 是ハ普通營業時間ハ毎日七時カラ晩ノ八時マデ、是ガ普通ノ營業ニ付イテノ時間ナレバ、其時分ニ縱シ何カ格段ナ關係マデ、其間ハ店ヲ開イテ居ラヌデモ見ルコトガ出來ル、普通ハ七時カラ八時マデダガ、或場合ハ十時マデ開クトカ、或ハ普通ハ休ミ日ダガ其日ハ其店ガ開イテ居ルト云フナレバ、其時デモ構ハヌト云フ積リデスカ

○(長坂重孝君) 「營業ノ爲開カル」ト云フノハ、普通營業ト同一ノ時間ト云フコトニ解釋シテ宜シイカ、朝七時カラ晩ノ五時マデガ營業時間デアアルガ、其日ハ休ンデ居ツテモ營業時間内ト云フコトデスカ

○(齋藤安雄君) 第四條ノ「公務ヲ行フ者本法ノ執行ニ關シ不正ノ所爲ヲ爲シタル者」ト云フ此不正ト云フハドウ云フ意味ヲ云ヒマスカ

○(長坂重孝君) 三條ノ罰ノ程度ハドウ云フ所ヲ標準ニ取リマシタカ

○(齋藤安雄君) 唯ダ此位ガ適當デアラウト云フ見込デスカ

○(長坂重孝君) 是ハチヨット類例モナイデス

○(齋藤安雄君) 唯ダ此位ガ適當デアラウト云フ見込デスカ

○(長坂重孝君) 唯ダ此位ガ適當デアラウト云フ見込デスカ

○(齋藤安雄君) 唯ダ此位ガ適當デアラウト云フ見込デスカ

○(長坂重孝君) 唯ダ此位ガ適當デアラウト云フ見込デスカ

○(長坂重孝君) 先刻齋藤君カラ御尋ネニナリマシタガ、現在警視廳若クハ府縣ニ於テ飲食物等ノ取締方法ヲ立テ、或ハ違警罪ニ問フトカ何トカ云フヤウナ制裁ヲ設ケテ居ル所ハ全國中ドノ位アリマスカ、ドウ云フ種類ノ物ヲ取締ツテ居リマスカ

○(齋藤安雄君) 現在ヤツテ居ル方法デハ差支ヘマスカ

○(齋藤安雄君) 現在ヤツテ居ル方法デハ差支ヘマスカ

○(齋藤安雄君) 現在ヤツテ居ル方法デハ差支ヘマスカ

○(齋藤安雄君) 現在ヤツテ居ル方法デハ差支ヘマスカ

○(齋藤安雄君) 現在ヤツテ居ル方法デハ差支ヘマスカ

○(齋藤安雄君) 現在ヤツテ居ル方法デハ差支ヘマスカ

○(齋藤安雄君) 現在ヤツテ居ル方法デハ差支ヘマスカ

○(齋藤安雄君) 現在ヤツテ居ル方法デハ差支ヘマスカ

○(齋藤安雄君) 現在ヤツテ居ル方法デハ差支ヘマスカ

○(齋藤安雄君) 現在ヤツテ居ル方法デハ差支ヘマスカ

○(齋藤安雄君) 現在ヤツテ居ル方法デハ差支ヘマスカ

○(齋藤安雄君) 現在ヤツテ居ル方法デハ差支ヘマスカ

○(齋藤安雄君) 現在ヤツテ居ル方法デハ差支ヘマスカ

○内務省参事官(窪田静太郎君) ツレガ普通ニ見テ害ヲ生ズルモノト、學問上必ズ害ヲ生ズルモノト云フモノトアリマスカラ、物ニ依ッテ緩急ヲ計ッテ、學問上デハ害ヲ生ジナイモノデモ、普通ニ害ガアルモノト認メラル、モノハ、何モツレヲ賣ラナクテモ社會經濟上ニサウ差支ナイト云フモノナラ禁ズル、夫カラ普通ニ害ガアルト見ルモノデモ、學問上其害ガ極ラズ其品物ヲ禁ズルト國家經濟上ニ關係スルモノナラ、十分ニ學問上ノ定説ノ極マル迄待タウト云フノデ、尙之ヲヤッタトコロデ之ヲ抑ヘルノハ、警察官ガヤルノデ人ニ限リガアリマスカラ、手ノ及ブ處デ比較的ニ害多イモノカラ着手シナケレバナラヌト云フ關係モアリマスカラ、一概ニ苟モ害ガアレバト云フ譯デハナク、最モ危険ノ多イモノカラ進ンデ往クコトニナルノデアリマス

○(齋藤安雄君) スルト差當リ之ヲ施行スルニ、適用スル範圍ハ……

○内務省参事官(窪田静太郎君) 差向ハ牛乳ト著色料ノ關係ニ於テノ飲食物——何ノ品物トハ云ハナイ、總テ飲食物ニ付テ著色料ノ點ニ付イテ取締ラナケレバナリマセヌ、ツレハ點デモ何デモ色ヲ著レバ其點カラ取締ル、ツレカラ肉類——ツレカラオモチヤ之モ着色ノ點カラ取締ヲシナケレバナリマセヌ、先ヅツレ等ノ物デアリマス

○委員長(岡田龍松君) 質問モ盡キタヤウデアリマスカラ、第一條カラ議スコトニ致シマス

○(佐藤里治君) 原案賛成

○(齋藤安雄君) 私モ是ハ放任シテハナラヌト思ヒマスガ、是ガ實行ニハ十分ノ注意ヲ以テ戴カント不都合ヲ生ズルト思ヒマス、ツレデ今ノ政府委員ノ説明ノ趣意ガ、實際ニ行ハル、モノナラ差支アルマイト思ヒマスガ、實ハ是ヲ修正セントシテモ、先ヅ大體ノ項目デモ示ス外ハナイト思ヒマスガ、素人ノ手デハヤラレヌト思ヒマスカラ、今ノ政府委員ノ見込ニ信ヲ措クヨリ外ニ仕方ガナイ、政府委員ガ段々御説明ニナツタ所ノ趣意ヲ誤リナク、實際ニ行ハル、モノト見テ、私共賛成スル積デアリマス

○(長坂重孝君) 私モ齋藤君ト同感デアッテ、既ニ法令ニ於テ列記シテ、是ハハ害ガアルモノト定メタル以上ニハ、サウ濫用スル者ハナイト認メマス、デ其他ニ付イテハ原案ヲ賛成致シマス

○委員長(岡田龍松君) 別ニ御異議ガナイヤウデスカラ、第一條ハ原案ニ決シマス、第二條ニ付イテ……

○(長坂重孝君) 二條以下モ原案デ差支ナイト思ヒマス

○(齋藤安雄君) 此第二條ノ「行政廳ハ吏員ヲシテ前條ノ物品ヲ検査セシメ試験ノ爲必要ナル分量ニ限り無償ニテ收去セシムルコトヲ得」トアル、此必ズ收去シテ來ル時ハ検査ノ上ト云フコトニナリマスガ、検査シテ見テ其結果收去シテ來ルト云フコトニナルノデスカ

○内務省参事官(窪田静太郎君) 是ハ行ッテ見テ、之ハドウモ試験シテ見ナケレバナリマイト思フ時ニ、持ッテ來ルト云フコトニナリマス

○(齋藤安雄君) 第二條ニ付イテハ別ニ異議ハゴザイマセヌ
○委員長(岡田龍松君) ツレデハ第三條……
○(長坂重孝君) 第三條以下全部通シテ原案ニ同意デス
○(齋藤安雄君) 本員モ同感デス
○(佐藤里治君) 本員モ全部賛成デス
○委員長(岡田龍松君) 然ラバ全部原案ニ決シマス、ツレデハ是デ散會致シマス

午前十一時五十三分散會

明治三十三年一月十九日印刷

明治三十三年一月十九日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局